

# 2013

## 横瀬町男女共同参画プラン (案)

～みとめあい ふれあい 共に輝く  
“うららか よこぜ”～

平成26年3月

横 瀬 町

## 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 計画の性格	11
4 計画の期間	11
第2章 計画の基本的な考え方	12
1 基本理念	13
2 基本目標	13
3 計画の体系	14
第3章 施策の展開	15
基本目標1 男女平等の意識づくり	16
主要施策(1)人権が尊重される社会づくりの推進	17
主要施策(2)男女平等の視点に立った教育の推進	18
基本目標2 健康で安心できる環境づくり	21
主要施策(1)男女がともに働きやすい環境の整備	22
主要施策(2)生涯を通じた健康づくりの支援	26
主要施策(3)相談体制の確立	28
主要施策(4)男女に対する暴力の根絶(DV防止基本計画)	29
主要施策(5)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	31
基本目標3 男女が共に創るまちづくり	33
主要施策(1)施策・方針決定の場への参画の促進	33
主要施策(2)地域活動への男女共同参画の促進	34
第4章 計画推進のために	36
主要施策(1)推進体制の整備・充実	37
主要施策(2)国・県など関係機関との連携	37
資料	38
横瀬町男女共同参画庁内推進会議設置要綱	39
関係法令・条例	40

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

近年、わが国は、少子高齢化や社会経済の急速な変化、また、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、大きな変革期を迎えています。これらの変化に対応し、将来にわたって豊かで安心できる社会を構築するためには、男女がお互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を發揮できる「男女共同参画社会」の実現が欠くことのできない要件であることが認識されるようになりました。

わが国では昭和 20 (1945) 年に女性の参政権が確立され、翌昭和 21 (1946) 年に公布された「日本国憲法」において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、その後も、昭和 61 (1986) 年に「男女雇用機会均等法」の施行をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みがされてきました。

しかしながらその一方で、わが国における女性の政治及び経済活動での活躍は低調で、その度合いを示す国際指標である GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数) の値は、先進国の中では低位で推移しており、また、依然として根強く残る社会的慣習や住民意識など様々な分野で取り組むべき課題が山積されています。さらに最近では、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、メディアにおける女性の人権問題等、女性に関わる問題に対する意識も高まり、その対応が強く求められています。

そのようなことから、真に男女の人権が尊重され、共にいきいきと生きることができると社会の実現を目指すため、横瀬町においても平成 18 (2006) 年に町の指針を定めた第四次横瀬町総合振興計画と整合性を図りながら、町の諸政策に男女共同参画の視点を取り入れることを目的とした「横瀬町男女共同参画プラン」を平成 18 (2006) 年に策定しました。

そしてこの度、国や県の動向、第五次横瀬町総合振興計画などをふまえた「2013 横瀬町男女共同参画プラン」を新たに策定しました。

## 2. 計画策定の背景

### ■ 世界の動き

#### ①国際婦人年

国際連合は、昭和 20 (1945) 年に「国連憲章」を、昭和 23 (1948) 年には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

また、性差別撤廃に向け、昭和 50 (1975) 年を「国際婦人年」とし、この年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、昭和 51 (1976) 年からの 10 年を「国連婦人の十年」と定め、世界的な行動が始まりました。

#### \*世界行動計画

国連加盟国すべての政府及びマスメディア、労働組合、学校等に対し、長年の固定観念の洗い直しを要求するもので、性別役割分業の社会通念打破に敢然と挑んでおり、その後の世界の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えるものとなりました。

#### ②女子差別撤廃条約と I L O 第 156 号条約

昭和 54 (1979) 年に、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)」が採択されました。この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示され、第 1 条の「女子に対する差別」では、性に基づくものであれば、区別、排除、制限も差別にあたるとしています。

また、これを受けて I L O (国際労働機関) では、昭和 56 (1981) 年に、性別役割分担意識を解消するための I L O 第 156 号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

#### \*女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和 54 (1979) 年の第 34 回国連総会で、130 国の賛成を得て採択され、わが国は、昭和 60 (1985) 年に批准しました。政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めています。

### ③ナイロビ将来戦略

昭和 60 (1985) 年、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年」の最終年に世界会議が開かれ、「国連婦人の十年」の成果の検討・評価を行い、目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

#### \*ナイロビ将来戦略

正式には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」。国連婦人の十年の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦 2000 年まで延長させました。そして、女性の地位向上の目標達成を妨げている障害を具体的に指摘し、その障害克服のためにとるべき国内措置を具体的に提示しています。あらゆる角度から女性問題を分析し、21 世紀に向けて共通の行動指針を示しました。

### ④北京宣言及び第 4 回世界女性会議行動綱領

平成 7 (1995) 年に、中国の北京で「第 4 回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ (予定表)」であるとされ、12 の重大問題領域とその行動を示しています。

#### \*第 4 回世界女性会議行動綱領

全 362 項目からなり、12 の重大問題領域 (貧困・教育・保健・暴力・紛争・経済・意思決定・地位向上・人権・メディア・環境・少女) について、すべての分野への女性の積極的な参加に対する障害の除去を促進するために、各国がとるべき行動が要請されています。

また、綱領では、男女 (ジェンダー) の平等に基づいたパートナーシップの実現や、女性の人権の促進を強調しています。

### ⑤女性 2000 年会議

平成 12 (2000) 年に、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議 : 21 世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ (成果文書)」として採択されました。

### ⑥第 49 回国連婦人の地位委員会 (北京+10) 閣僚級会合

平成 17 年(2005 年)に、第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」が国連本部 (ニューヨーク) で開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性 2000

年会議成果文書」の実施状況の評価・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議しました。会議の主な成果として、「宣言」及び10項目からなる「決議」が採択されました。

#### ⑦第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）記念会合

平成22年(2010)に、第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）が国連本部（ニューヨーク）において、「北京宣言及び行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」成果文書の実施状況の評価を主要テーマに開催されました。会議の主な成果として、「宣言」及び7項目からなる「決議」が採択されました。

## ■日本の動き

### ①国内行動計画

「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、昭和 50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」を総理府（現内閣府）内に設置し、昭和 52（1977）年には「国内行動計画」を策定して、その後 10 年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

### ②新国内行動計画

女子に対する差別を撤廃し、法律や制度のみならず慣習も対象とした性別役割分担の見直しを掲げる「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など法律や制度面の整備を進め、昭和 60（1985）年に批准し、72 番目の締結国になりました。

また、昭和 62（1987）年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。21 世紀における社会の安定と発展の実現に向け、その後行われた第一次改定において、新国内行動計画で使われた「男女共同参加」を「男女共同参画」に改め、「男女共同参画社会システムの形成」を目指すこととなりました。

### ③男女共同参画推進本部

平成 6（1994）年には、国内本部機構の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を改組し、内閣総理大臣を本部長に、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、さらには、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置するなど、国の推進体制を整備しました。

### ④ILO 第 156 号条約と男女共同参画 2000 年プラン

平成 7（1995）年に、「育児休業等に関する法律」に介護休業制度を付加した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として改正を行い、ILO 156 号条約を批准しました。

また、北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。



#### ⑤男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成 11 (1999) 年には、男女共同参画社会の実現に向け、基本的な理念や国・地方公共団体及び国民の責務をそれぞれ定めた「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

また、平成 12 (2000) 年には、この基本法に基づき「男女共同参画社会基本法」を策定し、長期的な施策の方向性ととも、行政や国民が取り組むべき具体的施策の内容などを示しました。

#### ⑥男女共同参画局と男女共同参画会議

平成 13 (2001) 年には、中央省庁等の改革において、内閣府 (旧総理府) に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を改正した「男女共同参画局」と「男女共同参画会議」が設置されました。

#### ⑦配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成 13 (2001) 年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備を盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。

#### ⑧次世代育成支援対策推進法の施行

平成 15 (2003) 年には、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」が進められています。

#### ⑨配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

平成 16 (2004) 年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的暴力・性的暴力を含むものとして拡大されるとともに、保護命令制度が拡充されました。

#### ⑩雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正

平成 19 (2007) 年には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、間接差別など性的による差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等

を理由とする不利益取り扱いの禁止、男女労働者に対するセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の雇用管理上の措置の義務化などが盛り込まれました。

#### ⑪配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

平成 20（2008）年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

これにより、生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てを可能とし被害者の親族等も接近禁止命令の対象とするなど保護命令制度が拡充されたほか、市町村に対する基本計画策定の努力義務について規定されました。

#### ⑫配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正

平成 26（2014）年 1 月に、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正が施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされることとなりました。

また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

## ■埼玉県の動き

### ①第一次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」

昭和 55（1980）年に、女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女平等をめざした第一次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和 59（1984）年には、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、その見直しが行われました。

### ②第二次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」

昭和 61（1986）年には、女性の地位向上だけではなく、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することを目指して、第二次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定され、平成 2（1990）年には、見直しも行われました。

### ③第三次計画「2001 彩の国男女共同参画プログラム」

平成 7（1995）年には、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」の確立を目指して、第三次計画「2001 彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

### ④埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12（2000）年には、住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、住民の意見を反映し総合的かつ計画的に推進するため、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

### ⑤「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」

平成 14（2002）年には、条例に基づく初めての計画である「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。平成 19（2007）年に計画期間の最終年度を平成 23 年度とするなど中間見直しが行われ、「埼玉県男女共同参画推進プラン」となりました。

### ⑥男女共同参画推進センター（With You さいたま）の設置

県の男女共同推進施策の実施や、県民・市町村の取組支援のための総合拠点施設として、平成 14（2002）年 4 月に男女共同参画推進センター（With You さ

いたま) が開設されました。

#### ⑦配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画の策定

平成 18 (2006) 年 2 月に、被害の発生防止から相談、一時保護、自立支援に至るまでの施策を総合的に推進するため、「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が策定されました。

#### ⑧埼玉県女性キャリアセンターの設置

結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するため、平成 20 (2008) 年 5 月、男女共同参画推進センター (With You さいたま) 内に女性キャリアセンターが開設されました。

#### ⑨ウーマノミクス課の設置

働く場における女性の活躍を支援するため、平成 24 (2012) 年 4 月に、産業労働部にウーマノミクス課が設置されました。

#### ⑩埼玉県男女共同参画基本計画

平成 24 (2012) 年 7 月に、東日本大震災後の社会経済情勢の変化や国の第 3 次男女共同参画基本計画などを踏まえ、平成 28 年度を目標年度とした「埼玉県男女共同参画基本計画」が新たに策定されました。

## ■町の取り組み

町においては、平成 12（2000）年に策定した「第四次横瀬町総合振興計画前期基本計画」また、平成 17（2005）年に策定した「後期基本計画」において、「男女共同参画社会の確立」を位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

平成 16（2004）年に、町民 500 人を対象とした「男女共同参画に関する住民意識調査」を行い、女性問題等に関する意識や実態の把握に努めました。

また、平成 17（2005）年には、広く町民の意見を聴取し、地域に根ざした総合的な施策の推進を図るため「横瀬町男女共同参画懇話会」を、また、町内職員で構成する「横瀬町男女共同参画庁内推進会議」を設置しました。

そして、町民一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、町が進むべき目標を定め、様々な分野にわたる施策の指針となる「横瀬町男女共同参画プラン」を策定することとしました。

「横瀬町男女共同参画プラン」は平成 21 年度に計画期間が満了しましたが、その後の国や県、町の動向をふまえた「2013 横瀬町男女共同参画プラン」を今回新たに策定しました。

## 3. 計画の性格

この計画は、本町における男女共同参画社会の実現を目指して実施する、施策・事業の基本目標と具体的な取り組みを示すもので、あらゆる分野に男女共同参画の視点をもって、町民と行政が協働して推進していくものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を踏まえるとともに、「横瀬町第五次総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。

なお、この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づき、策定を市町村の努力義務とされている「男女共同参画計画」に該当し、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づく基本計画を併せ持つものです。

## 4. 計画の期間

この計画の期間は平成 25（2013）年度から平成 31（2019）年度までの 7 ヶ年計画とし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

第五次横瀬町総合振興計画基本構想では、まちづくりのテーマを「うららかよこぜ」とし「緑と風が奏でるところ和むまち」を町の将来像に掲げています。このため、町が推進する男女共同参画においても「性別にとらわれることなく、互いをパートナーとして尊重し合い、一人ひとりの個性と能力を発揮して、健やかに生き活きと輝いて暮らせるまち」を目指して、横瀬町は「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」を基本理念として定めます。

「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」

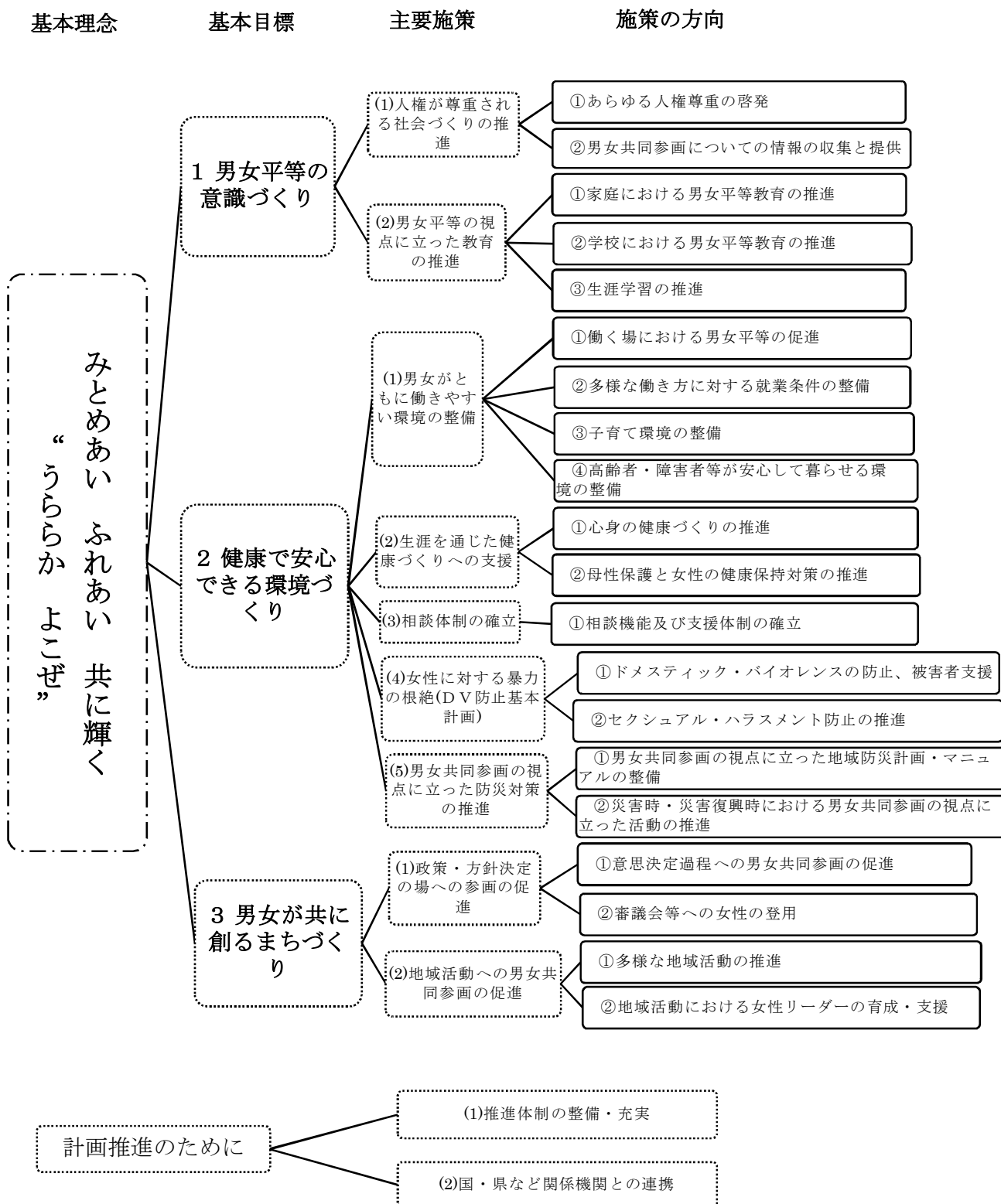
### 2. 基本目標

「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」をめざして、2013横瀬町男女共同参画プランでは、次の3つを基本目標に掲げます。

- |                 |
|-----------------|
| 1 男女平等の意識づくり    |
| 2 健康で安心できる環境づくり |
| 3 男女が共に創るまちづくり  |

なお、これらの基本目標を達成するために、全庁的な推進体制を整備し、計画の趣旨を各課の事業等に活かしていきます。

### 3. 計画の体系





## 第3章 施策の展開

## 第3章 施策の展開

### 基本目標1 男女平等の意識づくり

男女共同参画社会\*の実現に向けて法律や制度上の整備が図られ、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識\*は、家庭、学校、職場、地域社会の場において、いまだに根強く残っています。

このような状況の中で、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会を形成するには、男女それぞれがお互いを尊重する意識を持つ必要があります。

そのためには、固定的性別役割分担が内在した社会制度や慣習を見直すとともに、家庭・学校・職場・地域での教育・学習を充実させ、社会全体に男女平等の意識を醸成していくことが重要です。

#### \*男女共同参画社会

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法に定義されている。

#### \*固定的性別役割分担意識

一般的に「男は仕事、女は家事・育児」というように、男性と女性は始めからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。

## 主要施策

### (1) 人権が尊重される社会づくりの推進

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていくためには、すべての人が平等意識をもつことが重要です。そして、誰もがあらゆる分野において、個性や能力を発揮し生活していくには、互いに尊重しあう人権尊重の精神が基盤となっています。

憲法には、基本的人権の尊重がうたわれていますが、性による差別はこれを侵害するものだという認識をもつことが必要であり、これに伴う啓発活動を積極的に行っていきます。

### 施策の方向

#### ① あらゆる人権尊重の啓発

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しています。このような認識に立ち、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うという認識を広めるため、啓発機会を拡充します。

具体的な取り組み	担当課・所
・人権を尊重する意識の啓発 互いに尊重しあうことの重要性について、人権週間や講演会、人権に関する標語作り等を通して啓発する。	総務課 いきいき町民課 教育委員会

#### ② 男女共同参画についての情報の収集と提供

男女共同参画の実現の大きな障害になっているものの一つに、性別に基づく固定的役割分担意識があげられます。このような意識による慣行を見直すため、様々な機会をとらえ、情報・資料を収集し、町民に対する情報提供を充実させるとともに、啓発活動を推進していきます。

具体的な取り組み	担当課・所
・男女共同参画に関する広報活動 男女共同参画に関する情報を広く提供することにより、町民の意識の啓発を進め、男女共同参画社会の実現を目指して、講演会等を開催する。	総務課 教育委員会

## 主要施策

### (2)男女平等の視点に立った教育の推進

意識調査では、男女共同参画社会を形成するために、「男女の固定的な役割分担についての社会通念、習慣、しきたりを改めること」や「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」などの意見が多くなっています。そのために、学校教育では人権尊重、男女平等意識の高揚を図っていきます。

また、家庭においても幼少から男女の性にとらわれず、個性や能力を發揮して行動できるよう日常生活を通して男女平等の意識を高める教育を推進します。

さらに、様々な分野で男女がともに参画していけるよう、生涯学習の充実を進めます。

### 施策の方向

#### ① 家庭における男女平等教育の推進

家庭で男女共同参画を進めることは、子どもたちの意識に大きな影響を与えます。男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るための家庭教育について、学習機会の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・家族における男女平等意識の醸成</b> 家族の一員として、家族を築いていくことの重要性について認識するよう、人権尊重を基盤にした男女平等の意識の醸成に努める。	総務課
<b>・男女平等の視点に立った家族教育の学習機会の提供</b> 子育て中の親やこれから親となる方等を対象に、家庭において男女平等の視点が反映されるような家庭教育に関する学習機会を提供する。	総務課 教育委員会
<b>・性別役割分担意識の是正を図るための家庭教育の推進</b> 男性の家庭へのかかわりを深めるため、家庭参画を促す講座等を実施し、家庭における固定的な男女の役割分担意識の改善を図る。	総務課 教育委員会

## ② 学校における男女平等教育の推進

学校教育では、男女平等の視点に立って人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性などについて指導することが求められています。男女平等教育において、自立の意識を育み、お互いが個性と能力を十分発揮できるよう男女平等教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課・所
・男女平等意識に基づいた人権教育の推進 人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するため、教育学習内容の充実を図る。	教育委員会
・個性や能力を生かした教育の推進 性別にとらわれることなく一人ひとりの個性や能力を発揮し、主体的に行動できる児童生徒の育成を図る。	教育委員会
・男女平等教育に関する教職員研修の充実 ジェンダー*の視点*を持った指導ができるように、教育関係者に対し男女平等教育研修の充実を図る。	教育委員会
・男女平等の視点に立った学校運営 男女平等の考えをもとにした教育内容の充実を図り、全体計画、年間指導計画等へ反映させる。	教育委員会

### \*ジェンダー

本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、男らしさ、女らしさといった、社会的に男（女）はこうあるべきものとされた性別のこと。

### \*ジェンダーの視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合があり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

ジェンダーの視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあるが、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。

### ③ 生涯学習の推進

生涯学習への関心の高まりを男女共同参画に向け、身近な地域の中で浸透させ生涯にわたって推進していくことが必要です。

男女平等意識を高めるための学習機会を提供するとともに、女性問題に関する自主グループの養成やリーダーの育成を推進します。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・生涯学習における男女平等教育の推進</b> 各種生涯学習の機会を提供するとともに、講座・教室等の内容の充実を図るとともに、町民の自主的な活動への講師派遣等の支援を行う。	総務課 教育委員会
<b>・女性のエンパワーメント*向上への支援</b> 各種女性団体間のネットワーク化を図り、活動が社会的に認められるよう支援する。また、各種研修会等を通じて、女性自身が力をつけることの重要性について理解を促す。	総務課 教育委員会 関係各課

#### \*エンパワーメント

女性が「力をつけること」。女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすること。そのためには、教育及び職場や意思決定への参画が重要であるといわれている。

## 基本目標 2 健康で安心できる環境づくり

わが国の平均寿命は、世界一の水準となり、出生率の低下傾向とあわせ、少子高齢化時代といわれています。

このような中、育児休業・介護休暇の法制化など職業生活と家庭生活の両立を支援する施策がとられるようになりましたが、依然として、家事・育児・介護の負担を女性が担っている状況があります。

このため、労働条件等を整備し職場環境を改善するとともに、保育や介護サービスの充実を図り、仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる必要があります。

また、社会情勢の変化によりライフスタイルが多様化していく中、共に社会を支える一員として、生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことが重要であります。

このようなことから、性別や年齢・障害のあるなしにかかわらず、だれもが健康で社会参画し、充実した生活を送ることができるような支援が必要となっています。

併せて、お互いが健康で自らの能力を最大限に発揮でき、安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。

## 主要施策

### (1) 男女がともに働きやすい環境の整備

働くことは、人々の経済的生活基盤を支えるうえで必要なことであり、それと同時に働くことによって自己実現が可能になります。男女共同参画社会の実現には、働きやすい環境を整備することが、性別に関係なく個性や能力を發揮できる社会の形成につながるものであります。

仕事と家庭の両立を可能にするため、育児や介護等法制化された制度の実施・普及を促進するとともに、多様な労働条件や就労形態の整備も進めていきます。

#### 施策の方向

##### ① 働く場における男女平等の促進

職場における男女の不平等などの問題を解消するよう働きかけるとともに、男女ともに仕事と家庭が両立できるよう法制度等の情報を提供します。

具体的な取り組み	担当課・所
・ 職場における労働条件の向上 雇用の場の男女平等を進めるよう、町内企業等に女性情報紙等を配布し、就業環境や労働条件向上への理解を促す。	総務課 振興課
・ 男女雇用機会均等法*など普及のための啓発の促進 男女雇用機会均等法（改正）や労働基準法*（改正）などの法制度の内容を周知させ、雇用機会及び待遇確保等の啓発に努める。	総務課 振興課

#### \*男女雇用機会均等法

女性の募集・採用、配置・昇進などにおける、あらゆる差別をなくすことを目的に「勤労婦人福祉法」（昭和 47 年制定）を抜本的に改正し、昭和 61 年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行された。

しかし、施行後 11 年を経ても依然として男女の採用時の差別、処遇の差別が残っていたため、平成 9 年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（改正男女雇用機会均等法）として一部改正が成立、平成 11 年 4 月から施行された。



### \*労働基準法

労働契約、賃金、労働時間、災害補償など、労働条件の基準を定めた法律。女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を廃止した。

## ②多様な働き方に対する就業条件の整備

アルバイト・パートタイム・派遣労働等、勤務形態の多様化が顕著になっています。個人のライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう、各種制度の普及・啓発に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
・多様な働き方への意識の啓発 育児・介護休業制度、その他労働条件や社会保険制度などに関する法制度の普及・啓発に努める。	振興課
・農林業、商工業における女性の就労環境の整備と支援 農業や商工業にかかわる女性の労働が適正に評価されるよう、意識改革を進めるとともに、女性が直面している問題の解決に努める。	振興課
・農業における男女共同参画の促進 家族が意欲と生きがいをもって農業に取り組めるよう、家族経営協定*の締結を推進する。	振興課
・再就職・再雇用の促進 女性の再就職の機会を増やすため、職業能力向上のための情報を提供するとともに、再雇用制度の普及・啓発に努める。	振興課

### \*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

### ③子育て環境の整備

核家族の進展や就労女性の増加・勤務形態の多様化等によって、個別化する保育ニーズに応えた様々な保育形態が必要とされています。子育てを社会全体で支え、子どもが健やかに育つよう子育て環境の整備・充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課・所
<p>・ <b>保育サービスの充実</b> 時間外保育・0歳保育・障害児保育・一時保育を実施し、保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図る。</p>	保 育 所
<p>・ <b>学童保育の充実</b> 昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学童保育室運営の充実を促進する。</p>	児 童 館
<p>・ <b>乳幼児の保健指導の充実</b> 乳幼児健康診査等の指導の充実を図るとともに、発達につまずきのある子どもに対しては、関係機関との連携を図り適切な支援をする。</p>	健康づくり課
<p>・ <b>男女で取り組む子育てへの支援</b> 両親を対象にした、育児の知識や技術が身につけられる育児学級を充実させるとともに、地域における乳幼児をもつ母親のグループの活動を支援する。</p>	教育委員会 健康づくり課 児 童 館
<p>・ <b>地域で子育てをする環境の推進</b> 地域における子育て支援体制を充実させるため、リーダーとなる人材及び、子育てサークルの育成に努める。</p>	教育委員会 健康づくり課 児 童 館
<p>・ <b>「よこぜ地域子ども育成プラン」の推進</b> 子どもを安心して産み育てられる子育て環境の総合的整備を進める。</p>	健康づくり課

#### ④高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

介護を社会全体で支援するための在宅保健福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者や障害者、社会的支援を必要とする人が安心して生活が続けられるよう、総合的な支援をしていきます。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・介護支援事業の充実</b> 「横瀬町高齢者保健福祉計画」などに基づき、介護支援の充実を図る。	健康づくり課
<b>・在宅保健福祉サービスの充実</b> 高齢者や障害者、社会的支援を必要とする人の地域包括支援センターを充実させるとともに、適切な支援が受けられるような在宅保健福祉サービスを実施する。	健康づくり課
<b>・横瀬町障害者福祉計画の推進</b> ノーマライゼーション*の理念に基づき、高齢者や障害者が、地域で安心して生活できるよう「横瀬町障害者福祉計画」を推進する。	健康づくり課
<b>・男女で支える介護の促進</b> 介護の負担が要介護者の家族やとりわけ女性だけが負担することのないよう、介護に関する基礎的な知識を習得するための学習機会の拡充を図る。	健康づくり課
<b>・多様な形態の家族への支援の充実</b> ひとり親家庭等の児童の健全育成のため、援助体制の充実を促進する。	健康づくり課 教育委員会

#### \*ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別視したり、特別扱いをするのではなく、あるがままの姿で他の人々と同等な生活を享受できるようにするという考え方や方法。

## 主要施策

### (2) 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女が地域でいきいきとした生活をおくるためには、生涯にわたっての健康の確保が必要です。生活習慣など健康に対する自己管理が重要視されるなか、各年代、性別に応じた健康診査等の充実を図ります。特に女性は、妊娠・出産を経て更年期へと変化するため、女性の視点に立った健康の維持・増進を支援していきます。

## 施策の方向

### ① 心身の健康づくりの推進

男女が心身ともに健康に過ごすための知識・情報を提供し、自らの健康を維持・増進していくための総合的な健康づくり支援策を推進します。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・健康診査事業の充実</b> 各種健康診査の充実に努め、疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進を図る。	健康づくり課
<b>・生涯にわたる健康づくりへの支援</b> 健康づくりを推進するため、生活習慣病予防講座等の充実を図るとともに、体力づくりに向けて各種スポーツ教室を開催する。	健康づくり課 教育委員会

## ② 母性保護と女性の健康保持対策の推進

男女共同参画社会の実現には、女性が心身ともに健康であることが大切です。女性の健康を保障しようというリプロダクティブ・ヘルス/ライツ\*（性と生殖に関する健康と権利）という考えに基づき、母体の社会的機能を認識し、社会全体での配慮が必要です。

また、母子保健事業の総合的な推進を図り、母子の健康の向上に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重</b> 女性特有の妊娠・出産の機能に関する重要性を理解するための学習機会を提供し、相談事業の充実を図る。	健康づくり課
<b>・母子保健の充実</b> 横瀬町次世代育成支援地域行動計画に基づき、妊娠・出産・育児の一貫した母子保健サービスの充実に努める。	健康づくり課

### ※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などが含まれている。男女がひとりの人間として、自分の体と性と生殖に関することについて自己決定を行い、健康を享受することを尊重するという考え方。

## 主要施策

### (3) 相談体制の確立

様々な悩みや不安の解消を図るため、ライフステージに応じた相談事業の充実に努めます。

## 施策の方向

### ① 相談機能及び支援体制の確立

様々な相談に応じる支援体制を確立するとともに、相談業務の整備と事業の充実に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
<b>・各種相談事業・体制の充実</b> 育児上の不安や悩み、中高齢者等の心と身体に関する悩み、その他、生活や心配ごとに関する相談体制の整備を図り、在宅介護等に関する相談事業の充実に努めます。	健康づくり課 保 育 所
<b>・他相談機関の活用と連携</b> 民生・児童委員や関係機関等の機能を活用し、連携を強化する。	総 務 課 健康づくり課 教育委員会

## 主要施策

### (4) 女性に対する暴力の根絶（DV防止基本計画）

近年、配偶者やパートナー、恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス=DV\*）が社会的な問題となっています。

女性に対する暴力は人権問題であり、性別による固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題です。

女性に対する暴力の根絶のため、暴力を許さない町民意識の啓発や情報提供を行うとともに、安心して被害を訴えることができる環境づくりを行い、暴力、被害の潜在化を防ぐ必要があります。

## 施策の方向

### ① ドメスティック・バイオレンスの防止、被害者支援

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を町民一人ひとりが持てるよう意識、啓発を行います。

また、配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに、被害者の安全を確保するため、情報の保護に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
・ドメスティック・バイオレンス（DV）を排除する啓発活動の推進 「広報よこぜ」等を活用して、暴力は人権侵害であるという意識を徹底させ、ドメスティック・バイオレンス（DV）防止に向けた広報活動を推進する。	総務課 健康づくり課
・暴力による被害者の救済体制の整備 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携し暴力等に対処するための体制を整備する。	総務課 健康づくり課

### \*ドメスティック・バイオレンス（DV）

主に女性への夫やパートナーから身体的・精神的・性的・経済的な暴力をいう。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。

### ② セクシュアル・ハラスメント\*防止の推進

セクシュアル・ハラスメントは、人権を侵害するものであり、社会的に許されない行為であるとの認識を徹底していきます。

具体的な取り組み	担当課・所
・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の推進 職場をはじめとするあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止について理解を促進する。	総務課 関係各課

#### \*セクシュアル・ハラスメント

主として職場で行われる様々な「性的いやがらせ」。相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、また、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。地位を利用して性的関係を強要するなどし、拒否に対しては解雇や昇進差別等などの不利益を与える「対価型」、ひわいな話をしたりするなど職場環境を悪化させる「環境型」まで範囲は広い。



## 主要施策

### (5) 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

災害が起き、避難所などでの集団生活を余儀なくされる場合、社会の現状が色濃く現れるといわれています。例えば東日本大震災においては、防災活動のメンバーや避難所運営の責任者に女性が少ないことが原因で、女性用の物資が不足していても女性が要望することをためらったり、がれき処理などは男性が担当し、避難所の食事の準備などは女性が担当するなど、性別役割分担意識から役割が固定化されるなどの問題が生じたといわれています。

災害時には、性別や年齢にかかわらず、それぞれの能力が発揮できてこそ復興に向けて強い力を発揮します。防災・復興体制に男女共同参画の視点を盛り込み、男女がお互いに協力して災害に強い町づくりを進めることが重要です。

## 施策の方向

### ① 男女共同参画の視点に立った地域防災計画・マニュアルの整備

防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握するとともに、消防団や自主防災組織など、男性中心の防災分野への女性の参画を拡大する必要があります。

具体的な取り組み	担当課・所
<p>・男女共同参画の視点に立った地域防災計画の見直し</p> <p>災害対策を総合的に定めた地域防災計画について、男女共同参画の視点に立った見直しを継続的に行い、男女がお互いにその個性と能力を十分に発揮できることを踏まえた防災業務の遂行を図る。</p>	総務課
<p>・災害対応マニュアルの整備や自主防災組織等への女性の加入促進</p> <p>女性が災害から受ける影響に配慮した避難所の設営・運営に関するマニュアル等の整備に努める。また、自主防災組織やボランティア組織等への女性の参加を促進する。</p>	総務課

### ② 災害時・災害復興時における男女共同参画の視点に立った活動の推進

被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっています。災害時・災害復興時には、男女間の災害から受ける影響の違いに配慮した活動が必要です。

具体的な取り組み	担当課・所
<p>・ <b>女性の視点を踏まえた避難所の設置・運営</b></p> <p>被災時において、避難所等での生活に関し女性や子育てに配慮した避難所の設置・運営を行うとともに、女性特有の問題に対する相談窓口の設置を図る。</p>	<p>総務課 健康づくり課</p>
<p>・ <b>災害復興活動への女性の参画促進</b></p> <p>災害復旧事業計画の策定や災害復旧活動において、男女が互いにその個性と能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った復興活動の推進を図る。</p>	<p>総務課</p>

### 基本目標 3 男女が共に創るまちづくり

男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場で男女が平等に参画してまちづくりを進めることが大切です。

近年、女性の自立意識や就業意欲の高まりとともに、社会で活躍する女性が増えてきています。しかし、女性の意見が意思決定過程に反映したり、指導的立場に参画したりすることが、十分達成されているとはいえない現状です。

社会の構成員の半分を占める女性の意思があらゆる分野に反映され、だれもが性別にかかわらず個性を發揮し、かつ協力し合える、バランスのとれた社会を構築するための基盤が急務となっています。

#### 主要施策

##### (1) 政策・方針決定の場への参画の促進

男女共同参画社会の形成を図るためには、あらゆる分野での政策・方針決定の場へも女性が男性とともに参画し、女性の意見を反映させる必要があります。

男女が共に個々の能力を發揮できるような職場環境の形成に努めます。

#### 施策の方針

##### ① 意思決定過程への男女共同参画の促進

積極的に公募制度を促進し、多様なニーズをまちづくりに反映していきます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用と、職員の能力開発と意識改革を促します。

具体的な取り組み	担当課・所
・ 公募制度の促進 政策・方針決定過程への男女比のアンバランスを解消し、多様な町民ニーズを反映させるため、公募制度を促進する。	関係各課
・ 女性の管理職の登用促進と職域の拡大 女性職員が特定の職場や職域に偏ることなく、幅広い分野で能力を生かすため、管理職への登用や職域の拡大を促進する。	総務課

##### ② 審議会等への女性の登用

町が設置する委員会や審議会等において、女性委員比率の向上をめざして行政への女性の参画を促します。

具体的な取り組み	担当課・所
<p>・各種委員会・審議会への女性の積極的な登用促進 政策・方針決定の場に女性の登用を促進し、登用率の向上を図る。</p>	関係各課

## 主要施策

### (2) 地域活動への男女共同参画の促進

行政と町民が協働しながら、お互いの役割を担い、まちづくりを進めていくことが求められています。自治会や自主活動グループ、ボランティア活動などあらゆる地域活動の中でのジェンダー意識を見直すとともに、男女平等の意識づくりを促進します。

#### 施策の方向

##### ① 多様な地域活動の推進

住みよい町をつくっていくには、男女共同参画による様々なまちづくり活動を展開していかなければなりません。さらに、地域活動のリーダーや各種団体の長は、男性が望ましいというようなジェンダー意識は男女共同参画社会の実現の妨げとなります。このような意識を見直すため啓発活動を行い、地域社会での男女共同参画を促進します。

具体的な取り組み	担当課・所
<p>・地域社会での男女平等意識づくり ジェンダー意識を見直すよう啓発活動を行い、地域社会での男女平等意識の浸透を促す。</p>	総務課 関係各課
<p>・地域活動への参加・参画* 地域活動への男女共同参画を促進するため、様々な機会を捉え啓発する。</p>	関係各課

#### \*参加・参画

「参加」は仲間に加わることをいう。

「参画」は単に参加しているだけではなく、一歩進んで、積極的、主体的に参加するという意味でとらえている。

狭義には、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味。

## ② 地域活動における女性リーダーの育成・支援

女性の社会参画を促進するため、女性のエンパワーメントを進め、女性リーダーの育成に努めるとともに、女性の地域活動をより活発にしていくため、各種女性団体の活動を支援します。

具体的な取り組み	担当課・所
・女性リーダーの人材育成 まちづくりや地域活動を進めるうえで必要なリーダー的人材の育成を推進する。	総務課 関係各課
・各種女性団体等の育成と支援 地域活動に取り組む各種女性団体等の育成に努め支援する。	関係各課

## 第4章 計画推進のために

## 第4章 計画推進のために

男女共同参画にかかわる施策は広範囲にわたっており、この計画の推進にあたっては、行政の取り組みはもとより、町民、団体、企業などの理解と協力が不可欠です。

町民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりを推進するための体制を整備します。

### 主要施策

#### (1) 推進体制の整備・充実

計画の推進にあたっては、計画の実効性を高めるため横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に総合調整機能を強化し、全庁的な施策推進体制を充実します。

#### 施策の方向

##### ① 庁内推進体制の充実

全庁的に本計画の趣旨を浸透させ、各施策を総合的に進めるため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に各課の連携と調整を図りながら全庁的な取り組みに努める。

##### ② 計画推進のための町民組織の充実

地域の中に計画の趣旨を浸透させ、推進していくための町民懇談会組織「横瀬町男女共同参画推進団体ネットワーク」の活動を充実させる。

### 主要施策

#### (2) 国・県など関係機関との連携

国や県等関係機関との連携を密にし、情報交流を円滑にする。また、必要な事項については、国・県への働きかけを行うとともに、関係機関との連携を強化します。

#### 施策の方向

##### ① 国・県など関係機関との連携

国・県や近隣市町村が主催する研修会フォーラムなどに積極的に参加する。

##### ② 国・県への要請

国や県に必要な事項を要請する。

# 資 料



## 横瀬町男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 横瀬町における男女共同参画社会を構築するための施策について、関係課所等相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的に推進するため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進会議は、次の掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画の総合的推進に関する事。
- (3) 男女共同参画について関係課所等との連絡調整に関する事。
- (4) 男女共同参画についての調査研究に関する事。
- (5) その他男女共同参画の推進に関し必要と認められる事。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副町長の職をもって充てる。

3 委員は、総務課長及び次の表に掲げる課所等に所属する副課長、主幹、副主幹、主査、主任の職にある者の中から町長が任命する。

課所等名	総務課・まち経営課・税務課・いきいき町民課・健康づくり課・総合福祉センター・保育所・振興課・建設課・出納室・上下水道課・議会事務局・教育委員会
------	---

4 庁内推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、総務課長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 関係法令・条例

- ・日本国憲法（抄） .....41
- ・男女共同参画社会基本法 .....42
- ・埼玉県男女共同参画推進条例 .....48
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 .....53

## 日本国憲法(抄)

(昭和 21 年 11 月 3 日 公布  
昭和 22 年 5 月 3 日 施行)

律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(基本的人権の享有)

**第 11 条** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

**第 13 条** すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

**第 14 条** すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

[2, 3 項 略]

(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)

**第 24 条** 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法

## 男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化

に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

**第 3 条** 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個

人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

**第4条** 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

**第5条** 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

**第6条** 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家

族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

**第7条** 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

**第8条** 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第9条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

**第10条** 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野

において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第 11 条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

**第 12 条** 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

**第 13 条** 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲

げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

**第 14 条** 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府

県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

**第 15 条** 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

**第 16 条** 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

**第 17 条** 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形

成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

**第 18 条** 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

**第 19 条** 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

**第 20 条** 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講

ずるよう努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

**第21条** 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

**第22条** 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

**第23条** 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

**第24条** 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

**第25条** 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

**第26条** 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

**第27条** 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他



の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第 28 条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第七八号) 抄

(施行期日)

**第 1 条** この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第 2 条** 男女共同参画審議会設置法 (平成九年法律第七号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄

(施行期日)

**第 1 条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

**第二条** 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

(施行の日 = 平成 13 年 1 月 6 日)

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

**第 28 条** この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者 (任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

**第 30 条** 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

**第 1 条** この法律 (第 2 条及び第 3 条を除く。) は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日

埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等

に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

**第 2 条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を

是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

**第3条** 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の

支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

**第7条** 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

**第8条** 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策)

**第9条** 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に

掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。
- 六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。
- 七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。
- 八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題につ

いての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

**第 10 条** 埼玉県男女共同参画審議会(第 12 条第 3 項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

- 一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

**第 11 条** 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

**第 12 条** 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

**第 13 条** 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第 1 項の機関は、前項の規定に基

づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

**第14条** 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

## 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正:平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者

からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第2条の2** 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

- 第2条の3** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい

て「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## **第2章 配偶者暴力相談支援センター等**

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適



切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

**第4条** 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

**第5条** 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

### 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

**第6条** 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その

業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

**第7条** 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

**第8条** 警察官は、通報等により配

偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

**第8条の2** 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

**第8条の3** 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及

び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

**第 9 条** 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

**第 9 条の 2** 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第 4 章 保護命令

（保護命令）

**第 10 条** 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる

身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 18 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている

住居を除く。以下この号において同じ。) その他の場所において被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、

電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活

の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者)を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身边

につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合限り、することができる。

(管轄裁判所)

**第11条** 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

**第12条** 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた

状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して

執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

**第13条** 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

**第14条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、こ

れに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

**第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書

に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

**第16条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができる。

ない。

- 6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第 17 条** 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が

申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第 18 条** 第 10 条第 1 項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。



2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

**第 19 条** 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

**第 20 条** 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤

務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

**第 21 条** この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

**第 22 条** この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

**第 23 条** 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

**第 24 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

**第 25 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

**第 26 条** 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

**第 27 条** 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して

行う場合を含む。)に要する費用

三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

**第 28 条** 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

## 第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

**第 28 条の 2** 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営ん

でないものを除く。) をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。) 及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であ

		った者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

**第 29 条** 保護命令(前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定よるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第 30 条** 第 12 条第 1 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項(第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十

万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第 2 章、第 6 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 7 条、第 9 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第 1 項第四号並びに第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成 16 年 6 月 2 日法律第

64 号)

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第 10 条第 1 項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第 18 条第 1 項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要

な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成 19 年 7 月 11 日法律第 113 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年法律第 72 号）抄  
（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。